

円満想続の3K「感謝・絆・供養」

月刊ニュースレター

想 続

Vol.11 (2011年8月号)

発行：一般社団法人 日本想続協会

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-1 岡野ビル 4F

TEL 03-3404-1225 FAX 020-4664-9664

E-mail info@n-sk.org (担当：内田)

☆定期購読（無料）をご希望の方は上記へどうぞ！

相続の現場から

暑中お見舞い申し上げます。想続塾塾長・税理士の内田麻由子です。

終戦から66年。大学2年生の娘のレポート課題「日本をしてアメリカに戦争を挑ませたのは何であったか」をお手伝いしました。戦争について、国際社会における日本の役割について、親子で考えるよい機会となりました。『国家の品格』の著者、藤原正彦氏の『日本人の誇り』を再読。「家族愛と地域愛があってはじめて祖国愛が生まれる」という言葉に共感です。

～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～

あるご家族の相続の事例。都内で一人暮らしの母親が92歳で亡くなりました。相続人は、長女、長男はすでに亡くなっているので長男の子（母親の孫）が2人、次女の4人です。お母様は、生前にずいぶん前から、自筆の遺言書を何枚も何枚も、しっかりした字で書いていました。どうしてこのような財産分けにしたかという理由と、家族への感謝の気持ちも、ちゃんと書き記しています。この付言が大事なのですね。日付や押印がなく、法的には有効な遺言書ではありませんが、お母様の遺志は、相続人であるお子さんやお孫さんにしっかり伝わることと思います。これから遺産分割協議を経て、相続税の申告をします。

～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～

別のご家族の相続の事例。子供がなく夫婦二人暮らしだったご主人が40代の若さで亡くなりました。子供がいないので、相続人は、奥様と、夫の父の2人です

(夫の母はすでに他界)。ちなみに、もし父母もいない場合には、相続人は、奥様と、夫の兄弟姉妹になります。夫の弟が、相続人でもないのにあれこれと口を出してきます。結局は、兄の財産が目当てなのです。何と浅ましいことでしょう。

子供がいないご夫婦は、特に兄弟の仲が悪いのであれば、お互いに「妻（夫）にすべての財産を相続させる」という遺言書をつくっておきましょう。兄弟姉妹には、遺産を請求する権利（遺留分）はありません。

～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～

相続では、人間性があらわれます。また、親がこれまで子供にどのような教育をしてきたか、家族のあり方が問われます。子供たちがそれぞれ家庭を持って、お互いに思いやり、親を敬い、円満な家族関係が築けていれば、遺言書などなくても相続で争うことはないのです。逆に、たとえ遺言書があっても、家族関係が疎遠だと、相続争いになってしまうこともあります。

円満相続の3K「感謝」「絆」「供養」を、ご家族で共有しましょう。

～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～

昨年10月からはじめた相続塾、おかげさまで7月に第10回を開催しました。ご参加いただいた皆さまから「楽しかった」「相続について考えるきっかけとなった」「家族で相続について話したい」「心の相続（相続）という理念に共感した」など嬉しいお声を沢山いただいております。これからも「財産の相続」と「心の相続」について、ご一緒に楽しく学び、考えてまいりましょう。

～ ☆ ～ ★ ～ ☆ ～ ★ ～ ☆ ～

相続&相続を楽しく学ぶ『相続塾』を、赤坂区民センターにて毎月開催しています。ご夫婦や親子、お友達とどうぞお気軽にご参加くださいね！詳しくはご案内チラシにて。

★8月25日（木）14：00～16：00 第11回想続塾

「長生きと介護と心 ～生き抜くとは？～」社会保険労務士 川端 薫 氏

★9月29日（木）14：00～16：00 第12回想続塾

「知って“得／徳”する、お墓とお寺の選び方」僧侶・CFP 高橋 泰源 氏